|子育て支援課 ☎(55)7118 提出不要です |児童手当・特例給付現況届||は原則

出は不要です。 左記に該当する方を除き、現況届の提 6月に「児童手当・特例給付現況届」の 提出が必要でしたが、令和4年度より 児童手当を受給している方は、毎年

(現況届の提出が必要な方)

所得制限

⑤その他、提出の案内があった方 ④法人である未成年後見人、里親の受給者 ③支給要件児童の住民票がない方 票の住所地が愛西市と異なる方 ②配偶者からの暴力などにより、住民 ①離婚協議中で配偶者と別居している方 、次の変更事項があった方は、すみやか

①児童を養育しなくなったことにより、 に届け出てください)

④離婚し、児童を養育していた配偶者 する配偶者を有するに至ったとき ③婚姻などにより、一緒に児童を養育 わったとき ②受給者や配偶者、児童の住所が変 対象となる児童がいなくなったとき

育て支援課までお問い合わせください 立書の種類が異なります。詳しくは子 ⑤受給者の加入する年金が変わったとき がいなくなったとき 児童の監護状況に応じて提出する申 継続受給の申立書)受給者の健康保険証コピー 届出の際必要なもの

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額(令和4年6月分から)	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

※請求者(受給者)本人のみの所得で判定します。

※所得金額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。

※所得から一律8万円を控除します。

(注意)児童手当法の一部改正により、令和4年6月分(令和4年10月支給分)から児童を養育している方の所得が、上表の②以上の場合、児童手当 等は支給されません。児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②の額を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となります。

(土・日曜日を除く) **届出期間**/6月1日(木)~3日(金)

額は別表のとおりです。 ※児童手当・特例給付の所得制限、支給 ので、ご注意ください。 分以降の手当が受けられなくなります ※現況届の提出がない場合には、 届出先/子育て支援課および各支所

▼**支給額**/(児童1人·月額



児童の年齢		児童手当 (所得制限未満の方)	特例給付 (所得制限以上の方)	
0歳〜3歳 (3歳に到達した月まで)		15,000円	5,000円 ※受給者の所得が所得制	
3歳~小学生	第1子·第2子	10,000円	限限度額以上の場合(令 和4年5月分まで)。	
	第3子以降	15,000円	※令和4年6月分(令和4 年10月支給分)から受給 者の所得が所得上限限度	
中学生		10,000円	額以上の場合は支給されません。	

6月定例会放映のお知らせ

6月定例会のクローバーTVによる議会放映の日程です。ぜひご覧ください。

会議日	内容	クローバーTV放映日時(チャンネル121)
6月1日(木)	一般質問	6月8日(木)午前10時~·午後7時~
6月2日(金)	一般質問	6月9日(金)午前10時~·午後7時~

議会事務局 ☎(55)7141